

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2019/7/29号 (No.316)

【知的財産権部からのお知らせ】

●在中国日系企業における営業秘密漏えい対策支援事業のご案内

海外ビジネスを展開するにあたって、自社の経営や技術に関する情報を保護することは極めて重要です。特に中国では、従業員の流動性が高いため、外部には漏らしたくない仕入や納入ルート、顧客情報など経営情報、図面や製造工程などノウハウ、技術情報の漏えいリスクへの備えが欠かせません。

例えば、従業員が文書共有サイトに内部資料を無断でアップロードする、辞めた従業員が情報、ノウハウ等とともに競合他社に転職する等のケースが実際に発生しています。情報の管理についてどのような点に注意し、管理体制を整えておくべきでしょうか。

ジェットロでは、実際に営業秘密の保護・管理体制の導入を図る日本企業の中国現地法人を対象に、専門家を派遣しコンサルテーションや社内研修を行う事業を実施します。サービス内容は支援対象企業のニーズにあわせてオーダーメイドでご提供いたします。

日本とは異なる商慣習や労務環境、司法保護状況に合わせて営業秘密の管理体制や保護措置を導入するために、ぜひご利用下さい。事業の詳細、申請書は以下 URL よりご確認いただけます。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

<支援事業概要>

募集期間：2019年6月7日（金）～募集上限（30件）に達し次第終了

支援期間：採択～2020年2月28日（金）

利用時間上限：1社あたり20時間

採択企業数：30社

費用：無料

* 実際に対策を導入するための社内措置等の費用は自社負担となります。

<お問い合わせ先>

ジェットロ知的財産課 担当：[内容について] 江田、井瀧

Tel：+81-3-3582-539 Fax：+81-3-3585-7289 Mail：chizai@jetro.go.jp

Web：<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/>

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 発改委、「ビジネス環境の最適化に関する条例（意見募集案）」を発表（中国打撃侵権工作網 2019年7月17日）

2. 市場監督管理総局、「深刻な違法・信用喪失者リスト管理弁法」で意見募集（中国打撃侵権工作網 2019年7月10日）

○ 中央政府の動き

1. 国務院常務会議、知的財産権保護強化の措置を決定（国家知識産権網 2019年7月18日）

2. 国務院、知的財産権法律サービスの促進を要求（中国知識産権資訊網 2019年7月18日）

3. 国家海外知的財産権紛争対応指導センターが設立（国家知識産権網 2019年7月12日）

○ 地方政府の動き

1. 吉林省知識産権局、長春自動車博覧会での知的財産権保護を支援（国家知識産権網 2019年7月16日）

2. 武漢、知的財産権担保融資促進シンポジウムを開催（国家知識産権網 2019年7月16日）

3. 湖南、経済発展貢献ハイテク企業に報奨金、「報奨弁法」発布（中国政府網 2019年7月14日）

4. 成都、知的財産権の転化を促進する「若干措置」を発表（四川省政府公式サイト 2019年7月12日）

○ 司法関連の動き

1. 遼寧省、知的財産権事件の年平均増加率が25%超(中国打撃侵権工作網 2019年7月18日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 海南省海口税関、権利侵害商品1052点を一斉廃棄処分(中国打撃侵権工作網 2019年7月15日)

○ 統計関連

1. 上海、上半期の特許、商標出願登録件数が安定的に増加(国家知識産権網 2019年7月18日)
2. 専利代理師が2万人超、過去最高を更新=6月末時点(中国知識産権資訊網 2019年7月18日)
3. 新設外資系企業数は2万社以上、外資導入額が7.2%増=今年1~6月(中国政府網 2019年7月11日)

○ その他知財関連

1. 上海知識産権局と上海米商工会議所会員企業、知的財産権保護で交流(上海知識産権網 2019年7月16日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 発改委、「ビジネス環境の最適化に関する条例(意見募集案)」を発表★★★

国家発展改革委員会(NDRC)はこのほど、企業が中国国内で今よりも事業を展開しやすくするためのガイドライン、「ビジネス環境の最適化に関する条例(意見募集案)」を発表し、知的財産権の保護強化や平等な市場アクセスなどの方針を明確にした。

「条例」は総則、市場主体、市場環境、政務サービス、監視管理・法執行、法治保障、付則の7章68条からなり、8月12日までパブリックコメントを募集する。

「条例」は、知的財産権の保護を強化し、知的財産権を侵害する違法犯罪行為を法に基づいて厳しく処罰し、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度の確立を推進し、知的財産権権利者の合法的權益を十分に保障することを明らかにした。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年7月17日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201907/20190700223543.shtml>

★★★2. 市場監督管理総局、「深刻な違法・信用喪失者リスト管理弁法」で意見募集★★★

国家市場監督管理総局がこのほど、同総局が作成した「深刻な違法・信用喪失者リスト管理弁法」(意見募集案)を公表した。深刻な違法・信用喪失者リストに対する管理を強化し、信用メカニズムと社会的監視の効果を拡大することが狙いである。意見募集案に対する意見、アドバイスは以下の方法により提出することができる。締切日は8月10日。

▽市場監督管理総局公式サイトでオンライン提出 (<http://www.samr.gov.cn>)

▽電子メール：xinyongjianshechu@163.com

▽書簡：北京市西城区三里河東路8号 市場監督管理総局信用監管司(郵便番号：100820)

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年7月10日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/zcfg/zcwj/201907/20190700223018.shtml>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院常務会議、知的財産権保護強化の措置を決定★★★

7月17日、国務院の李克強総理が主宰した国務院常務会議で、知的財産権の保護強化にさらに力を入れる一連の措置が決定された。

会議は「党中央と国務院の決定に従って、知的財産権の保護をより強化していくべきだ。これは、財産権保護制度を整備する上で重要な部分で、ビジネス環境の最適化や技術のイノベーションの促進、国際協力の深化を促すものである。ここ数年、各地区と関連部門は、知的財産権保護の活動で積極的な成果を挙げている」と強調した。

次の段階において、中国は知的財産権保護を拡大する措置として、▽知的財産権に関わる法執行活動を引き続き強化し、各種の市場主体の合法的な権益を平等に扱うこと▽専利法、著作権法、商標法、専利法実施細則、植物新品種保護条例などの関連法律の改正を積極的に進め、違法コストを大幅に引き上げること▽知的財産権に対する審査の質と効率を引き続き向上させ、さらなるレベルアップに取り組むこと——の3つに重点を置く。具体的には、年末までに高価値特許の審査期間を17.5カ月に、商標登録までの平均審査期間を5カ月以内に短縮することなどを求めた。

(出典：国家知識産権網 2019年7月18日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1140719.htm>

★★★2. 国務院、知的財産権法律サービスの促進を要求★★★

中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁がこのほど「公共法律サービス体制の整備加速に関する意見」を發布した。各地方と各部門に対し、それぞれの実情を踏まえて経済の高品質な成長を支援する法律サービスを積極的に提供するように求めた。

同「意見」は公共法律サービスの多元化、専門化の促進を求めている。この中で、イノベーションによる発展駆動戦略の実施について、弁護士や公証人が商標、専利（特許、実用新案、意匠）、著作権などに関わる知的財産権法律サービスに取り組むことを奨励としている。この外、「意見」には▽弁護士による重大プロジェクトの参与▽現代サービス業に関する総合的な法律サービスの普及▽企業の法律顧問制度の健全化——などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国知識産権资讯网 2019年7月18日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=117348

★★★3. 国家海外知的財産権紛争対応指導センターが設立★★★

7月10日、国家海外知的財産権紛争対応指導センターが設立された。国家知識産権局（CNIPA）甘紹寧副局長、中国国際貿易促進委員会の盧鵬起副会長が銘板除幕式に出席した。

中国はより高いレベルの対外開放と開放型の経済体制整備に取り組んでいる。これに伴い、国際化戦略を進める企業が海外で知的財産権紛争に巻き込まれたケースの増加が際立っている。このため、CNIPA 知的財産権保護司の指導を受けて国家海外知的財産権紛争対応指導センターが設立された。海外における知的財産権紛争の対応で企業が直面する課題に焦点を合わせて、知的財産権紛争に関する国家レベルの情報収集、配信体制を整備し、国内企業の海外における知的財産権紛争の対応を指導、支援する。

設立式の後、海外知的財産権紛争対応指導理事会の準備会議が開催された。中国知的財産権研究会、中華全国専利代理人協会、中国専利保護協会、中華商標協会、中国国際貿易促進委員会・知的財産権サービスセンターなどの関連団体からの責任者が会議に参加した。

(出典：国家知識産権網 2019年7月12日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1140561.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 吉林省知識産権局、長春自動車博覧会での知的財産権保護を支援★★★

7月12日、第16回中国（長春）国際自動車博覧会が吉林省・長春で開催された。吉林省市場监督管理局（省知識産権局）と長春市市場监督管理局（市知識産権局）は中国（吉林）知的財産権保護支援センター、中国（長春）知的財産権保護支援センターと共同で会場に知的財産権保護サービスの窓口を設置した。

知的財産権部門からの関係者は展示会において、知的財産権に関する苦情通報センターを設立した外、会場を巡回し、出展企業の知的財産権の現状とニーズを調べた。また、一般の人々を対象に知的財産権関連のコンサルティングサービスを行い、特許関連知識や権利保護ガイダンス、代理機構名簿などの資料を配布した。

(出典：国家知識産権網 2019年7月16日)

<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1140626.htm>

★★★2. 武漢、知的財産権担保融資促進シンポジウムを開催★★★

武漢市市場监督管理局がこのほど、知的財産権担保融資の奨励メカニズムとイノベーション政策を議論するシンポジウムを光バレーで開催した。市場监督管理局・知的財産権促進処、市仲裁委員会・

インターネット仲裁院、武漢東湖新技術開発区知的財産権弁公室の責任者と一部の大学、評価会社、金融機関、知的財産権サービス機関、企業からの代表がシンポジウムに出席した。

大学と企業の代表はそれぞれ、▽知的財産権担保融資に関するメカニズムと策略の改善▽取引と運営の視野からみる知的財産権金融▽武漢市の知的財産権担保融資に関する思考——などのテーマについて演説を行い、知的財産権関連の金融政策、発展趨勢、直面する課題などをめぐって議論を交わした。

(出典：国家知識産権網 2019年7月16日)

<http://www.sipo.gov.cn/dttx/1140614.htm>

★★★3. 湖南、経済発展貢献ハイテク企業に報奨金、「報奨弁法」発布★★★

湖南省がこのほど「ハイテク企業の経済発展貢献に関する報奨弁法」を発布した。湖南省の経済発展に大きく貢献したハイテク企業に100万元以上の報奨金を与える。省科技厅と省财政厅が「報奨弁法」施行の具体的業務を担当する。実施期間は2019年から2021年までである。

報奨対象となる企業は▽湖南省域内で登録した企業であること▽省科技厅、省财政厅、省税務局が共同で認定したハイテク企業であること▽納税信用等级がBクラス以上であること▽過去5年に深刻な信用喪失行為がないこと——などの要件を備える必要がある。報奨金は企業の研究開発、知的財産権の保護強化、人材誘致などに用いることができるという。

(出典：中国政府網 2019年7月14日)

http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/14/content_5409088.htm

★★★4. 成都、知的財産権の転化を促進する「若干措置」を発表★★★

7月11日、成都市科技局が開催した記者会見において、科技局、金融監督管理局、市場監督管理局が「知的財産権成果の上場取引の奨励に関する若干措置」を共同で発表した。成都市が技術市場での知的財産権成果の取引を支援するために打ち出した初の支援策となる。

「若干措置」によると、成都市は、認可を受けて設立された知的財産権取引所に最高100万元の補助金を支給する。また、年間1000万元を上限に、取引額と融資額の1%に当たる報奨金を与える。これにより知的財産権サービスの取引体制の整備やサービス効率の向上を奨励する。

この外、「若干措置」には知的財産権成果の上場取引、仲介機構の積極的な参与、知的財産権成果転化に関する投資などを促進するための奨励策が盛り込まれている。

(出典：四川省政府公式サイト 2019年7月12日)

<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10465/10595/2019/7/12/4264ebf515ec420684dc3b90e1e6ec57.shtml>

○ 司法関連の動き

★★★1. 遼寧省、知的財産権事件の年平均増加率が25%超★★★

遼寧省の裁判所が受理した知的財産権事件は増加し続けている。2014年に1840件だった年間受理件数は昨年、5748件に達し、過去5年の年平均増加率は25%を超える。また、昨年の結審率は93.1%に達し、再び過去最高を更新した。7月17日に開催された遼寧省法院（裁判所）の知的財産権裁判活動シンポジウムでわかった。

遼寧省のイノベーションによる発展駆動戦略を支援するために、各裁判所は▽市場価値に基づく賠償額の確定▽平等な保護▽賠償基準の大幅な引き上げ▽有名商標と著作権の保護強化——などの施策を講じるとともに、調停活動に注力してきた。調停により撤回された訴訟の比率は2014年の50.1%から昨年の71.4%に上昇した。

遼寧省高級法院の張学群院長はシンポジウムにおいて、今後、司法による知的財産権保護の役割を十分発揮し、知的財産権の司法保護を確実に強化していくと表明した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2019年7月18日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201907/20190700223625.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 海南省海口税関、権利侵害商品1052点を一斉廃棄処分★★★

7月11日、海南省海口税関が管轄する美蘭空港税関で、知的財産権侵害商品の一斉廃棄処分が実施された。「Supreme」、「VANS」、「adidas」など、9つの有名ブランドの著作権、商標権を侵害した

商品 1052 点が含まれた。この事件は、海口税関が昨年「2018 龍騰行動」で上げた主要成果の一つとして、「2018 年中国税関知的財産権保護 10 大典型的事例」にも入選した。

海口・美蘭空港税関は近年、様々な措置を講じて企業の知的財産権保護の強化に取り組んでいる。「清風」、「龍騰」などの特別行動や中国ロシア知的財産権共同エンフォースメントにおいて、リスク管理、ビッグデータ分析などの手段を活用し、法執行協力、権利侵害リスクの防止制御を強化してきた。

(出典：中国打撃侵權工作網 2019 年 7 月 15 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/gzdt/dfdt/201907/20190700223304.shtml>

○ 統計関連

★★★1. 上海、上半期の特許、商標出願登録件数が安定的に増加★★★

国家知識産権局が発表したデータによると、今年 1～6 月、上海の専利（特許、実用新案、意匠）と商標の出願、登録件数は安定的に増え続けていることがわかった。

人口 1 万人あたり特許保有件数は 50.9 件。特許出願件数は前年同期比 12.97% 増の 3 万 3600 件、特許登録件数は同 11.71% 増の 1 万 2200 件、有効特許は同 14.45% 増の 12 万 3200 件。有効特許の 5 年以上維持率は 78.6% であった。

商標登録件数は前年同期比 54.12% 増の 19 万 8000 件に達する。有効商標は 136 万 8300 件、前年同期比 45.68% 増加し、企業 1 万社あたり有効商標保有件数は 5334 件、同 29.78% 増加した。

上半期の専利担保融資受理件数は 37 件、前年同期比 2.78% 増加し、融資総額は 5 億 3000 万元、同 68.88% 増加した。

(出典：国家知識産権網 2019 年 7 月 18 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1140716.htm>

★★★2. 専利代理師が 2 万人超、過去最高を更新＝6 月末時点★★★

改正「専利代理条例」と改正「専利代理管理弁法」が施行されて以来、中国の専利代理師（弁理士）と専利代理機構は明らかに増加している。6 月末時点の統計によると、専利代理師は初めて 2 万人の台を突破し、専利代理機構は 2379 社に達した。

専利代理師の資格取得者数は全国で 4 万 7519 人に達した。この中で、実際に代理業務に携わる専利代理師は 2 万 287 人。6 月の専利代理師の新規増加人数は 324 人で、北京と広東の新規増加人数は約 6 割を占める。全国で 51 の専利代理機構が新規設立され、チベットでは初の専利代理事務所が設立された。

(出典：中国知識産権資訊網 2019 年 7 月 18 日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=117334

★★★3. 新設外資系企業数は 2 万社以上、外資導入額が 7.2% 増＝今年 1～6 月★★★

商務部がこのほど公表したデータによると、今年 1～6 月、中国で新設された外資系企業数は 2 万 131 社で、実行ベース外資導入額は 4783 億 3 千万元に達し、去年の同時期と比べて 7.2% 増となった。

6 月の実行ベース外資導入額は前年同月比 8.5% 増の 1092 億 7000 万元で、単月としては伸び率が今年最も高い月になった。

商務部の高峰報道官によると、外資系企業による投資はハイテク産業に加速的に集中している。上半期のハイテク産業の外資導入額は同 44.3% 増加し、外資導入額に占める割合は 28.8% に達する。ハイテク製造業の外資導入額は 502 億 8 千万元で同 13.4% 増加し、ハイテクサービス業の外資導入額は 875 億 6 千万元で同 71.1% 増加した。

主な投資元国・地域からの投資がほぼ安定を保っている。欧州連合（EU）からの外資導入額は 22.5%、ASEAN は 7.2%、「一帯一路」沿線国は 8.5% とそれぞれ増加した。

上半期の外資導入が安定しつつ好転しているという実績は、中国の改革開放の拡大によって得られたものであるとの認識を高報道官が示した。今年に入り、外商投資法が発表され、全国及び自由貿易試験区の外商投資参入ネガティブリストの項目が削減され、開放分野がさらに拡大され、自由貿易試験区第 5 期・18 件の改革試行経験が全国で普及されている。これらの開放の措置は、外資導入に対して積極的な力を発揮しているという。

(出典：中国政府網 2019 年 7 月 11 日)

http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/11/content_5408495.htm

○ その他知財関連

★★★1. 上海知識産権局と上海米商工会議所会員企業、知的財産権保護で交流★★★

上海市の知的財産権活動の最新状況を積極的に宣伝し、知的財産権保護活動に関する外資系企業の需要に対する理解を深めるために、上海市知識産権局の章永忠副局長が7月11日、上海米商工会議所が主催する「上海外資系企業の研究開発、イノベーションと知的財産権保護セミナー」に出席した。

章副局長は、外資系企業の代表らに上海市知的財産権の現在の職能、各活動の進捗状況を紹介した後、司法裁判、行政法執行、仲裁調停、苦情通報などを一体化させた多面的対応メカニズムを構築し、厳格で迅速、平等な知的財産権保護を実現するための取り組みを詳細に説明した。

市知識産権局関係責任者は、展示会における知的財産権保護の方法、知的財産権侵害事件の処理などに関する外資系企業の代表の質問に答えた。

セミナーには、上海にある外資系企業からの代表50人以上が出席した。

(出典：上海知識産権網 2019年7月16日)

<http://zscq.eastday.com/zscq/mtjj/n2512/ulai23411.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/!p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZA

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部